

全 員 協 議 会 資 料
令 和 3 年 1 月 2 5 日

令 和 3 年 度 の 国 民 健 康 保 険 税 の 税 率 等 の 改 定 (案)
に つ い て

1 市が東京都に納める令和3年度国民健康保険事業費納付金

2,467,677,764円

2 納付金に対して必要とされる市の標準保険料率（東京都提示）

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和3年度 標準保険料率	6.32%	37,130円	2.40%	13,763円	2.38%	17,369円
現在の保険税率等	6.57%	31,700円	2.05%	10,100円	1.93%	11,000円
現在の保険税率等 との比較	▲0.25 ポイント	5,430円	0.35 ポイント	3,663円	0.45 ポイント	6,369円

3 財政健全化計画に基づく国民健康保険税の改定率の考え方

市では、一般会計からの赤字補填の繰入金を、激変緩和措置のために国が設けた特例基金のある令和5年度までに解消することとし、医療費の適正化への取組等と合わせて国民健康保険税の税率等を見直す財政健全化計画を、平成30年3月に策定しました。

これに基づき国民健康保険税の税率等については、各年度の赤字補填の繰入額を特例基金が設けられている残期間で除した額分を解消する改定を行っております。

その結果、国民健康保険広域化の初年度となります平成30年度については、一人当たり国民健康保険税改定率**6.25%**の増改定となりました。

同様に、平成31年度については**6.08%**、令和2年度については**5.45%**のそれぞれ増改定を行っております。

4 令和3年度の国民健康保険税の改定率

令和3年度における東京都が示した国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額は約24億6,768万円であり、これを現在の保険税率等にて積算すると、不足額（解消すべき赤字補填の繰入額）が約2億5,088万円となりました。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国民健康保険事業運営基金（以下「基金」という。）を積極的に活用し、後述

するように保険税収の減に対する補填(1億3,000万円)等を行います。

その結果、令和3年度の一人当たり国民健康保険税改定率は、**5.18%**の増改定となり、改定幅を抑制できました。

なお、交付金の活用や保険税率改定積算上の収納率の考え方については、令和2年度と同様とします。

5 基金の活用

活用予定額：1億6,738万円

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援対応

①保険税収の減に対する補填

新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少により、保険税収が減少する見込みとなります。この減収分を、基金からの繰入れによって補填します。

活用予定額：1億3,000万円

基金を活用しない場合の国民健康保険税改定率：12.32%

②収入の減少が見込まれる世帯に対する市独自の保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の収入の減少が見込まれる世帯が、一定の条件※に該当した場合、保険税を減免します。

※国からの財政支援を基に令和2年度に実施した減免措置を参考に、今後具体的な基準を定めます。

活用予定額：2,600万円

(2) 税制改正への対応

地方税法等の改正による基礎控除額の増額によって、課税所得が減少します。課税所得の減少によって保険税収も減少するため、この減収分を賄う保険税率の改定が必要となりますが、一年度でこの減収分の解消を図ると、保険税率の急増となることから、基金を活用することで、令和5年度までの段階的な緩和措置を講じます。

活用予定額：1,138万円

6 応益割（被保険者均等割）の考え方

被保険者均等割の税額については、隣接4市の平均額を参考とします。

一方で、低所得者層への配慮として、継続的に応益割（被保険者均等割）を抑制し、当分の間は被保険者均等割の総額が、標準保険料率の被保険者均等割の総額を上回らないようにいたします。

結果として、令和3年度の応能応益の割合は下記のとおりとなる見込みです。

・ 応能割（所得割） 63.50% : 応益割（被保険者均等割） 36.50%

※被保険者均等割については、所得が一定基準以下の世帯を対象とした7割、5割、2割の軽減制度があります。税制改正による基礎控除額の増額により、課税所得が減少するので、新たに軽減制度の対象となる世帯や軽減の割合が増加する世帯が生じる見込みです。

※実際の令和3年度当初課税時の応能応益割合は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税収減を、基金から補填する結果として、上記よりも応益割合が高くなる見込みとなります。

【参考】

隣接市の被保険者均等割計（基礎＋後期＋介護）一覧（令和2年度）

市名	均等割計	市名	均等割計
立川市	58,300円	武蔵村山市	56,700円
小平市	52,600円	隣接4市平均	57,350円
東村山市	61,800円	東大和市	52,800円

7 国民健康保険税急増の抑制に向けた取組

(1) 保健事業等の継続的な取組による医療費の適正化

- ・ 糖尿病等重症化予防事業、低栄養防止等フレイル対策通知事業、慢性閉塞性肺疾患（COPD）啓発事業等の保健事業については、将来的な医療費の適正化に資するものとして積極的に取組んでまいります。
- ・ 独居高齢者に特化した特定健康診査の受診勧奨対策を継続してまいります。

- ・東大和市ロンドみんなの体育館との連携事業や、お薬カレンダー、残薬バッグの活用を継続してまいります。
- ・【新規】人間ドック・脳ドックの受診料助成申請の際に、人間ドック等の結果の提出を求めることとします。提出された結果の一部については、特定健康診査受診の結果と同等のデータとして、保健事業の対象者抽出に活用します。
その結果、データの捕捉率が高まり、保健事業の利用促進等にもつながることから、本人の健康保持・増進及び将来的な医療費の適正化に寄与するものとなります。

(2) 交付金の活用等

- ・保険者努力支援制度等で得られる交付金を、保険税急増の抑制に活用します。
- ・収納率向上に向けた各種取組の成果によって見込める東京都の特別交付金の増額分を、保険税急増の抑制に活用します。
- ・保険税率改定積算に使用する収納率については、引き続き現年分収納率の直近過去3年度の最高値（94.8%）を用いることで、保険税急増を抑制します。

8 今後のスケジュール（予定）

2月2日 市国民健康保険運営協議会からの保険税率等の答申

【積算資料】

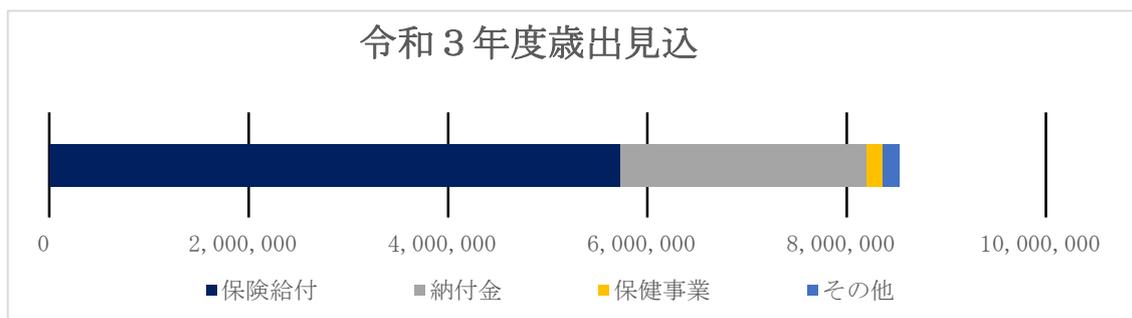
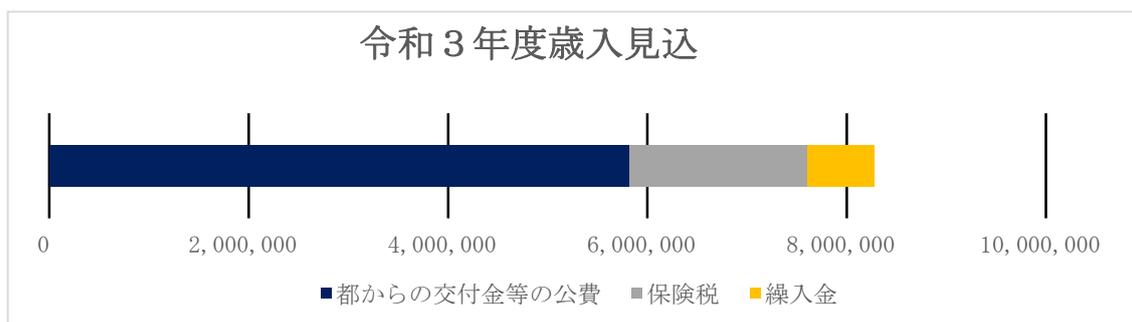
1 解消すべき赤字補填の繰入額

東京都国民健康保険運営方針では、解消すべき赤字補填の繰入額として、本来必要とされる保険税の負担抑制や葬祭費、出産育児一時金の保険給付における保険者負担分等のために、一般会計から法定外に繰入れる額と定義しています。

国が示した確定係数を基に東京都が算定した納付金額を踏まえ、現在の保険税率等にて令和3年度の予算を積算したところ、国民健康保険事業特別会計における不足額（解消すべき赤字補填の繰入額）は約2億5,088万円となります。

(単位：千円)

令和3年度歳入見込		令和3年度歳出見込	
都からの交付金等の公費	5,820,488	保険給付	5,733,100
保険税（現年分）	1,725,458	納付金	2,467,679
保険税（過年度分）	61,339	保健事業	160,216
一般会計からの繰入金 （法定内の繰入金）等	670,389	その他	167,563
計	8,277,674	計	8,528,558
		不足額	250,884



2 保険税改定率の算出

国が国民健康保険税急増の激変緩和のために設けている特例基金が令和5年度を期限としていることから、国民健康保険の財政健全化計画において、一般会計からの赤字補填の繰入を、平成30年度からの6年で解消することとしています。

計画4年度目となる令和3年度において、解消すべき赤字補填の繰入額約2億5,088万円を、3年で除した額を解消するための保険税の改定率について算出しました。

① 令和3年度被保険者数を18,050人とします。
② 現在の保険税率等に基づく、現年分の保険税見込額は約17億2,545万8千円です。この金額を確保するために、収納率を考慮すると保険税必要額は18億2,010万3千円となります。
③ ②の保険税額を①の被保険者数で除した一人当たり課税額（年額）は100,837円となります。 【②／①÷100,837円】
④ 赤字補填の繰入額約2億5,088万円を3年で解消するとした場合、1年分の解消額（令和3年度に解消する額）は8,362万8千円となります。 【250,884,000円／3年＝83,628,000円】
⑤ 令和3年度におきましては、税制改正による基礎控除額の増額の影響によって見込まれる保険税の減収分1,706万4千円のうち、3分の1に当たる568万8千円を加味するので、④の必要額に加算します。 【83,628,000円＋5,688,000円＝89,316,000円】
⑥ 8,931万6千円に、収納率94.8%を除した解消のための必要額は約9,421万5千円です。 【89,316,000円／0.948＝94,215,000円】
⑦ ⑥の保険税額を被保険者数18,050人で除したところ、一人当たりの負担額（年額）は約5,220円となります。この額が、1年分の赤字補填の繰入を解消するための国民健康保険税の平均増加額となります。 【⑥／18,050人＝5,220円】

⑧ ⑦の額と、現在の保険税率に基づく一人当たり課税額(年額)100,837円から導いた一人当たり国民健康保険税の改定率は5.18%となります。

$$\text{【}((\text{⑦})+100,837 \text{円}) \div 100,837 \text{円} \times 100 \doteq 105.18\% \text{】}$$

※被保険者数、納付金等に変動要因がないことを前提とします。

※令和4年度以降も、毎年度の不足額(解消すべき赤字補填の繰入額)を、解消の残期間で除し、単年度解消額を算出します。

《国民健康保険税の改定の概要》

(1) 国民健康保険税の税率等の改定内容

区 分		現行(令和2年度)	改定(令和3年度)	比較増減
基礎課税額	所得割	6.57/100	6.72/100	0.15/100
	被保険者均等割	31,700円	33,500円	1,800円
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割	2.05/100	2.25/100	0.20/100
	被保険者均等割	10,100円	11,000円	900円
介護納付金 課税額	所得割	1.93/100	2.16/100	0.23/100
	被保険者均等割	11,000円	12,800円	1,800円
所得割計		10.55/100	11.13/100	0.58/100
被保険者均等割計		52,800円	57,300円	4,500円

(2) 応能割合、応益割合

応能割合(所得割)	63.50%
応益割合(被保険者均等割)	36.50%

国民健康保険税の現行と改定の世帯別、総所得階層別の比較

3年解消(案)

その1(70歳単身世帯)

改定		減額割合 7割、5割、2割											※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。		
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	改定(案)									合計(A)	
金額の範囲	区分				基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000				
					所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	10,050	10,000	0	3,300	3,300				13,300	
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	10,050	10,000	0	3,300	3,300				13,300	
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,352	10,050	12,400	787	3,300	4,000				16,400	
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,080	10,050	20,100	3,375	3,300	6,600				26,700	
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	24,864	16,750	41,600	8,325	5,500	13,800				55,400	
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		38,304	26,800	65,100	12,825	8,800	21,600				86,700	
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	61,824	33,500	95,300	20,700	11,000	31,700				127,000	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		95,424	33,500	128,900	31,950	11,000	42,900				171,800	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		129,024	33,500	162,500	43,200	11,000	54,200				216,700	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,000	4,159,000		162,624	33,500	196,100	54,450	11,000	65,400				261,500	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,000	5,042,000		213,024	33,500	246,500	71,325	11,000	82,300				328,800	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,218,000		280,224	33,500	313,700	93,825	11,000	104,800				418,500	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,000	7,394,000		347,424	33,500	380,900	116,325	11,000	127,300				508,200	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,479,000		414,624	33,500	448,100	138,825	11,000	149,800				597,900	
700万円以上	⑮	7,100,000	9,005,000		448,224	33,500	481,700	150,075	11,000	161,000				642,700	

※税制改正により、公的年金等控除の見直し(10万円減)があったため、総所得金額の各階層における算定総所得に変更が生じています。しかし、併せて基礎控除の見直し(10万円増)もあったため、収入金額から見る保険税額の算定には、影響がありません。

現行		減額割合 7割、5割、2割													
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	現行									合計(B)	
金額の範囲	区分				基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000				
					所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	120万円以下	7割	0	9,510	9,500	0	3,030	3,000				12,500	
33万円以下	②	330,000	1,530,000		0	9,510	9,500	0	3,030	3,000				12,500	
330,001円～40万円以下	③	365,000	1,565,000		2,299	9,510	11,800	717	3,030	3,700				15,500	
400,001円～60万円以下	④	480,000	1,680,000		9,855	9,510	19,300	3,075	3,030	6,100				25,400	
600,001円～80万円以下	⑤	700,000	1,900,000	5割	24,309	15,850	40,100	7,585	5,050	12,600				52,700	
800,001円～100万円以下	⑥	900,000	2,100,000		37,449	25,360	62,800	11,685	8,080	19,700				82,500	
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,250,000	2,450,000	減額なし	60,444	31,700	92,100	18,860	10,100	28,900				121,000	
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,750,000	2,950,000		93,294	31,700	124,900	29,110	10,100	39,200				164,100	
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,250,000	3,500,000		126,144	31,700	157,800	39,360	10,100	49,400				207,200	
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,750,000	4,159,000		158,994	31,700	190,600	49,610	10,100	59,700				250,300	
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,500,000	5,042,000		208,269	31,700	239,900	64,985	10,100	75,000				314,900	
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,500,000	6,218,000		273,969	31,700	305,600	85,485	10,100	95,500				401,100	
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,500,000	7,394,000		339,669	31,700	371,300	105,985	10,100	116,000				487,300	
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,500,000	8,479,000		405,369	31,700	437,000	126,485	10,100	136,500				573,500	
700万円以上	⑮	7,000,000	9,005,000		438,219	31,700	469,900	136,735	10,100	146,800				616,700	

改定と現行の差額		改定後差引額													
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	改定後差引額									合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0				
					所得割	均等割	計	所得割	均等割	計	所得割	均等割	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	540	500	0	270	300				800	6.4%
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	540	500	0	270	300				800	6.4%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		53	540	600	70	270	300				900	5.8%
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		225	540	800	300	270	500				1,300	5.1%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	555	900	1,500	740	450	1,200				2,700	5.1%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		855	1,440	2,300	1,140	720	1,900				4,200	5.1%
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	1,380	1,800	3,200	1,840	900	2,800				6,000	5.0%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		2,130	1,800	4,000	2,840	900	3,700				7,700	4.7%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		2,880	1,800	4,700	3,840	900	4,800				9,500	4.6%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,000	4,159,000		3,630	1,800	5,500	4,840	900	5,700				11,200	4.5%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,000	5,042,000		4,755	1,800	6,600	6,340	900	7,300				13,900	4.4%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,218,000		6,255	1,800	8,100	8,340	900	9,300				17,400	4.3%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,000	7,394,000		7,755	1,800	9,600	10,340	900	11,300				20,900	4.3%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,479,000		9,255	1,800	11,100	12,340	900	13,300				24,400	4.3%
700万円以上	⑮	7,100,000	9,005,000		10,005	1,800	11,800	13,340	900	14,200				26,000	4.2%

その2(70歳夫婦世帯・妻収入無し)

3年解消(案)

※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。

改定		減額割合 7割、5割、2割			改定(案)									
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(A)
金額の範囲	区分				所得割 6.72	均等割 33,500	計	所得割 2.25	均等割 11,000	計	所得割 2.16	均等割 12,800	計	
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	20,100	20,100	0	6,600	6,600				26,700
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	20,100	20,100	0	6,600	6,600				26,700
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		2,352	20,100	22,400	787	6,600	7,300				29,700
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		10,080	20,100	30,100	3,375	6,600	9,900				40,000
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	24,864	33,500	58,300	8,325	11,000	19,300				77,600
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		38,304	33,500	71,800	12,825	11,000	23,800				95,600
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	61,824	53,600	115,400	20,700	17,600	38,300				153,700
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		95,424	67,000	162,400	31,950	22,000	53,900				216,300
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		129,024	67,000	196,000	43,200	22,000	65,200				261,200
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,000	4,159,000		162,624	67,000	229,600	54,450	22,000	76,400				306,000
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,000	5,042,000		213,024	67,000	280,000	71,325	22,000	93,300				373,300
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,218,000		280,224	67,000	347,200	93,825	22,000	115,800				463,000
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,000	7,394,000		347,424	67,000	414,400	116,325	22,000	138,300				552,700
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,479,000		414,624	67,000	481,600	138,825	22,000	160,800				642,400
700万円以上	⑮	7,100,000	9,005,000		448,224	67,000	515,200	150,075	22,000	172,000				687,200

※税制改正により、公的年金等控除の見直し(10万円減)があったため、総所得金額の各階層における算定総所得に変更が生じています。しかし、併せて基礎控除額の見直し(10万円増)もあったため、収入金額から見る保険税額の算定には、影響がありません。

現行		減額割合 7割、5割、2割			現行									
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(B)
金額の範囲	区分				所得割 6.57	均等割 31,700	計	所得割 2.05	均等割 10,100	計	所得割 1.93	均等割 11,000	計	
所得無し	①	0	120万円以下	7割	0	19,020	19,000	0	6,060	6,000				25,000
33万円以下	②	330,000	1,530,000		0	19,020	19,000	0	6,060	6,000				25,000
330,001円～40万円以下	③	365,000	1,565,000		2,299	19,020	21,300	717	6,060	6,700				28,000
400,001円～60万円以下	④	480,000	1,680,000		9,855	19,020	28,800	3,075	6,060	9,100				37,900
600,001円～80万円以下	⑤	700,000	1,900,000	5割	24,309	31,700	56,000	7,585	10,100	17,600				73,600
800,001円～100万円以下	⑥	900,000	2,100,000		37,449	31,700	69,100	11,685	10,100	21,700				90,800
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,250,000	2,450,000	減額なし	60,444	50,720	111,100	18,860	16,160	35,000				146,100
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,750,000	2,950,000		93,294	63,400	156,600	29,110	20,200	49,300				205,900
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,250,000	3,500,000		126,144	63,400	189,500	39,360	20,200	59,500				249,000
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,750,000	4,159,000		158,994	63,400	222,300	49,610	20,200	69,800				292,100
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,500,000	5,042,000		208,269	63,400	271,600	64,985	20,200	85,100				356,700
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,500,000	6,218,000		273,969	63,400	337,300	85,485	20,200	105,600				442,900
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,500,000	7,394,000		339,669	63,400	403,000	105,985	20,200	126,100				529,100
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,500,000	8,479,000		405,369	63,400	468,700	126,485	20,200	146,600				615,300
700万円以上	⑮	7,000,000	9,005,000		438,219	63,400	501,600	136,735	20,200	156,900				658,500

改定と現行の差額		改定後差引額			改定後差引額										
総所得金額階層		算定総所得(円)	年金収入(円)	減額割合	基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0			合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				所得割 0.15	均等割 1,800	計	所得割 0.20	均等割 900	計	所得割 0.23	均等割 1,800	計		
所得無し	①	0	110万円以下	7割	0	1,080	1,100	0	540	600				1,700	6.8%
43万円以下	②	430,000	1,530,000		0	1,080	1,100	0	540	600				1,700	6.8%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,565,000		53	1,080	1,100	70	540	600				1,700	6.1%
500,001円～60万円以下	④	580,000	1,680,000		225	1,080	1,300	300	540	800				2,100	5.5%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,900,000	5割	555	1,800	2,300	740	900	1,700				4,000	5.4%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	2,100,000		855	1,800	2,700	1,140	900	2,100				4,800	5.3%
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,450,000	減額なし	1,380	2,880	4,300	1,840	1,440	3,300				7,600	5.2%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,950,000		2,130	3,600	5,800	2,840	1,800	4,600				10,400	5.1%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,500,000		2,880	3,600	6,500	3,840	1,800	5,700				12,200	4.9%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,000	4,159,000		3,630	3,600	7,300	4,840	1,800	6,600				13,900	4.8%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,000	5,042,000		4,755	3,600	8,400	6,340	1,800	8,200				16,600	4.7%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,218,000		6,255	3,600	9,900	8,340	1,800	10,200				20,100	4.5%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,000	7,394,000		7,755	3,600	11,400	10,340	1,800	12,200				23,600	4.5%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,479,000		9,255	3,600	12,900	12,340	1,800	14,200				27,100	4.4%
700万円以上	⑮	7,100,000	9,005,000		10,005	3,600	13,600	13,340	1,800	15,100				28,700	4.4%

その3(40歳夫婦・子ども2人の4人世帯、夫給与収入のみ)

3年解消(案)

※各課税額の合計については、100円未満を切り捨てています。

改定		減額割合 7割、5割、2割											改定(案)	
総所得金額階層		算定総所得(円)	給与収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(A)
金額の範囲	区分				所得割 6.72	均等割 33,500	計	所得割 2.25	均等割 11,000	計	所得割 2.16	均等割 12,800	計	
所得無し	①	0	551,000円未満	7割	0	40,200	40,200	0	13,200	13,200	0	7,680	7,600	61,000
43万円以下	②	430,000	980,000	7割	0	40,200	40,200	0	13,200	13,200	0	7,680	7,600	61,000
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,015,000	5割	2,352	67,000	69,300	787	22,000	22,700	756	12,800	13,500	105,500
500,001円～60万円以下	④	600,000	1,150,000		11,424	67,000	78,400	3,825	22,000	25,800	3,672	12,800	16,400	120,600
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,350,000		24,864	67,000	91,800	8,325	22,000	30,300	7,992	12,800	20,700	142,800
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	1,550,000		38,304	67,000	105,300	12,825	22,000	34,800	12,312	12,800	25,100	165,200
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,044,000		61,824	67,000	128,800	20,700	22,000	42,700	19,872	12,800	32,600	204,100
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,760,000	2割	95,424	107,200	202,600	31,950	35,200	67,100	30,672	20,480	51,100	320,800
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,475,000		129,024	107,200	236,200	43,200	35,200	78,400	41,472	20,480	61,900	376,500
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,000	4,115,000	減額なし	162,624	134,000	296,600	54,450	44,000	98,400	52,272	25,600	77,800	472,800
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,000	5,052,000		213,024	134,000	347,000	71,325	44,000	115,300	68,472	25,600	94,000	556,300
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,303,000		280,224	134,000	414,200	93,825	44,000	137,800	90,072	25,600	115,600	667,600
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,000	7,445,000		347,424	134,000	481,400	116,325	44,000	160,300	111,672	25,600	137,200	778,900
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,556,000		414,624	134,000	548,600	138,825	44,000	182,800	133,272	25,600	158,800	890,200
700万円以上	⑮	7,100,000	9,112,000		448,224	134,000	582,200	150,075	44,000	190,000	144,072	25,600	169,600	941,800

※税制改正により、給与所得控除の見直し(10万円減)等があったため、総所得金額の各階層における算定総所得に変更が生じています。しかし、併せて基礎控除額の見直し(10万円増)もあったため、収入金額から見る保険税額の算定には、影響がありません。

現行		減額割合 7割、5割、2割											現行	
総所得金額階層		算定総所得(円)	給与収入(円)	減額割合	基礎課税額 630,000			後期高齢者支援金等課税額 190,000			介護納付金課税額 170,000			合計(B)
金額の範囲	区分				所得割 6.57	均等割 31,700	計	所得割 2.05	均等割 10,100	計	所得割 1.93	均等割 11,000	計	
所得無し	①	0	651,000円未満	7割	0	38,040	38,000	0	12,120	12,100	0	6,600	6,600	56,700
33万円以下	②	330,000	980,000	7割	0	38,040	38,000	0	12,120	12,100	0	6,600	6,600	56,700
330,001円～40万円以下	③	365,000	1,015,000	5割	2,299	63,400	65,600	717	20,200	20,900	675	11,000	11,600	98,100
400,001円～60万円以下	④	500,000	1,150,000		11,169	63,400	74,500	3,485	20,200	23,600	3,281	11,000	14,200	112,300
600,001円～80万円以下	⑤	700,000	1,350,000		24,309	63,400	87,700	7,585	20,200	27,700	7,141	11,000	18,100	133,500
800,001円～100万円以下	⑥	900,000	1,550,000		37,449	63,400	100,800	11,685	20,200	31,800	11,001	11,000	22,000	154,600
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,250,000	2,044,000		60,444	63,400	123,800	18,860	20,200	39,000	17,756	11,000	28,700	191,500
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,750,000	2,760,000	2割	93,294	101,440	194,700	29,110	32,320	61,400	27,406	17,600	45,000	301,100
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,250,000	3,475,000		126,144	101,440	227,500	39,360	32,320	71,600	37,056	17,600	54,600	353,700
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,750,000	4,115,000	減額なし	158,994	126,800	285,700	49,610	40,400	90,000	46,706	22,000	68,700	444,400
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,500,000	5,052,000		208,269	126,800	335,000	64,985	40,400	105,300	61,181	22,000	83,100	523,400
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,500,000	6,303,000		273,969	126,800	400,700	85,485	40,400	125,800	80,481	22,000	102,400	628,900
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,500,000	7,445,000		339,669	126,800	466,400	105,985	40,400	146,300	99,781	22,000	121,700	734,400
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,500,000	8,556,000		405,369	126,800	532,100	126,485	40,400	166,800	119,081	22,000	141,000	839,900
700万円以上	⑮	7,000,000	9,112,000		438,219	126,800	565,000	136,735	40,400	177,100	128,731	22,000	150,700	892,800

改定と現行の差額		改定後差引額											改定後差引額		
総所得金額階層		算定総所得(円)	給与収入(円)	減額割合	基礎課税額 0			後期高齢者支援金等課税額 0			介護納付金課税額 0			合計(A)-(B)	
金額の範囲	区分				所得割 0.15	均等割 1,800	計	所得割 0.20	均等割 900	計	所得割 0.23	均等割 1,800	計		
所得無し	①	0	551,000円未満	7割	0	2,160	2,200	0	1,080	1,100	0	1,080	1,000	4,300	7.6%
43万円以下	②	430,000	980,000	7割	0	2,160	2,200	0	1,080	1,100	0	1,080	1,000	4,300	7.6%
430,001円～50万円以下	③	465,000	1,015,000	5割	53	3,600	3,700	70	1,800	1,800	81	1,800	1,900	7,400	7.5%
500,001円～60万円以下	④	600,000	1,150,000		255	3,600	3,900	340	1,800	2,200	391	1,800	2,200	8,300	7.4%
600,001円～80万円以下	⑤	800,000	1,350,000		555	3,600	4,100	740	1,800	2,600	851	1,800	2,600	9,300	7.0%
800,001円～100万円以下	⑥	1,000,000	1,550,000		855	3,600	4,500	1,140	1,800	3,000	1,311	1,800	3,100	10,600	6.9%
1,000,001円～150万円以下	⑦	1,350,000	2,044,000		1,380	3,600	5,000	1,840	1,800	3,700	2,116	1,800	3,900	12,600	6.6%
1,500,001円～200万円以下	⑧	1,850,000	2,760,000	2割	2,130	5,760	7,900	2,840	2,880	5,700	3,266	2,880	6,100	19,700	6.5%
2,000,001円～250万円以下	⑨	2,350,000	3,475,000		2,880	5,760	8,700	3,840	2,880	6,800	4,416	2,880	7,300	22,800	6.4%
2,500,001円～300万円以下	⑩	2,850,000	4,115,000	減額なし	3,630	7,200	10,900	4,840	3,600	8,400	5,566	3,600	9,100	28,400	6.4%
3,000,001円～400万円以下	⑪	3,600,000	5,052,000		4,755	7,200	12,000	6,340	3,600	10,000	7,291	3,600	10,900	32,900	6.3%
4,000,001円～500万円以下	⑫	4,600,000	6,303,000		6,255	7,200	13,500	8,340	3,600	12,000	9,591	3,600	13,200	38,700	6.2%
5,000,001円～600万円以下	⑬	5,600,000	7,445,000		7,755	7,200	15,000	10,340	3,600	14,000	11,891	3,600	15,500	44,500	6.1%
6,000,001円～700万円以下	⑭	6,600,000	8,556,000		9,255	7,200	16,500	12,340	3,600	16,000	14,191	3,600	17,800	50,300	6.0%
700万円以上	⑮	7,100,000	9,112,000		10,005	7,200	17,200	13,340	3,600	12,900	15,341	3,600	18,900	49,000	5.5%